

虐待防止のための指針

一宮市立木曽川市民病院訪問看護ステーション

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、虐待防止法の理念に基づき、高齢者及び障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、虐待の未然防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為をいずれも行わないとする。全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義および該当する行為

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

(例：殴る、蹴る、つねる、ベッドから落とす等)

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(例：必要な福祉やサービスを受けさせない、他の職員や家族などが虐待行為をしていても知らないふりをする等)

(3) 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例：威嚇、侮辱的な発言や態度をとる、職員の都合を優先し、利用者の医師や状態を無視して介護する等)

(4) 性的虐待

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。

(例：必要なく体を触る、キスをする、排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく等)

(5) 経済的虐待

財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

(例：利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する等)

3. 訪問看護虐待防止委員会の設置

当事業所では、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とし「訪問看護虐待防止委員会」を設置する。(以下「委員会」という)

(1) 委員会の構成員

- ・委員長は管理者が務め、虐待防止担当者とする
- ・委員会は委員長1名、副委員長1名、書記1名とする
- ・副委員長、書記は委員全員の中から互選する
- ・必要時相談者として、一宮市立木曽川市民病院内の認知症認定看護師・医療安全管理室の参加協力依頼する

(2) 委員会の開催・記録

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する
- ・虐待事案発生時等必要な際は、随時委員会を開催する
- ・委員会を開催した場合は、日時・参加者・検討内容等を記録する。

(3) 委員会の協議内容

- ①委員会の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針等の整備に関すること
- ③虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進に関すること
- ④虐待予防・早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策の検討に関すること
- ⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(4) 「訪問看護虐待防止委員会」は「訪問看護身体拘束適正委員会」と兼務する

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものである。本指針に基づき、虐待の防止を徹底する目的のために行う。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録する。(5年保存)

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待発生時の対応は、一宮市立木曾川市民病院の「安全対策マニュアル」に準ずる。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員から虐待もしくは虐待が疑われる相談・通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は虐待防止担当者とする。
- (2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (3) 職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、管理者に報告する。虐待者が管理者本人であった場合は他の上席者等に相談する。
- (4) 高齢者虐待の連絡先

	一宮市高年福祉課		0586-28-9151
区名	地域包括支援センター	※虐待通報等の緊急時は 24 時間対応	
中・西	神山・今伊勢町・奥町	やすらぎ	0586-61-3350
北	葉栗・北方町・木曾川町	コムネックスみづほ	0586-86-5333
北・東	西成・浅井町	アウン	0586-51-1384
南・東	向山・富士・丹陽町・千秋町	ちあき	0586-81-1711
南	大和町・萩原町	萩の里	0586-67-3633
南・西	起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明	泰玄会	0586-61-8273
中	宮西・貴船・大志	まちなか	0586-85-8672

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談を受けた職員は、寄せられた内容について管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の結果は、相談者に報告する。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9. 当該指針の閲覧

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は、令和 8 年 7 月 1 日 から施行する。